

第26号議案関係資料

国民健康保険事業の取扱いについて

平成15年5月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
1	賦課方式													B	
2	税率(基礎課税分)													B	
3	税率(介護納付金課税分)													B	
4	納期(回数、納期月)													B	
5	納税・徴収体制 納付組合制度													A	
	保険委員制度 納税嘱託員制度						x								
6	国保基金及び保有額(平成13年度末現在)	x												C	
7	出産費資金貸付制度(基金、又は事業費計上)							x						B	
8	給付の内容(葬祭費)													B	
9	国保の保健事業													B	
10	国保運営協議会													B	
11	国保診療施設事業	x	x					x	x	x					
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 賦課方式	3方式 (所得割、均等割、平等割)	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	吉田町に同じ	吉田町に同じ
2 税率(基礎課税分)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の9.0 ・均等割 23,700円 ・平等割 27,400円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の8.2 ・資産割 100分の30.0 ・均等割 23,700円 ・平等割 24,200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の9.98 ・資産割 100分の53.70 ・均等割 24,100円 ・平等割 18,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の8.6 ・資産割 100分の31.0 ・均等割 21,000円 ・平等割 24,000円
3 税率(介護納付金課税分)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の1.25 ・均等割 5,400円 ・平等割 4,400円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の0.84 ・資産割 100分の7.00 ・均等割 5,500円 ・平等割 3,600円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の1.36 ・資産割 100分の12.17 ・均等割 6,500円 ・平等割 3,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の1.0 ・資産割 100分の5.5 ・均等割 5,300円 ・平等割 3,400円
4 納期(回数、納期月)	10回 6月から3月まで毎月	9回 5月, 6月, 7月, 9月, 10月, 11月 12月, 1月, 2月	6回 5月, 6月, 8月, 9月, 11月, 2月	10回 5月から2月まで毎月
5 納税・徴収体制 保険委員制度 納付組合制度 納税嘱託員制度	あり(350名) あり(477組合) あり(4名)	なし あり(52組合) あり(0名)	なし なし なし	なし あり(32組合) なし

(様式2) その2

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
吉田町と同じ	鹿児島市と同じ	鹿児島市及び郡山町のみ3方式。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の賦課方式によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の賦課方式に統一する。
<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の 6.2 ・資産割 100分の 35.0 ・均等割 23,000円 ・平等割 25,500円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の 12.8 ・均等割 25,000円 ・平等割 32,500円 	税率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の税率によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の税率に統一する。
<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の 0.64 ・資産割 100分の 4.2 ・均等割 5,400円 ・平等割 3,800円 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割 100分の 1.6 ・均等割 6,000円 ・平等割 4,000円 	税率が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の税率によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の税率に統一する。
喜入町と同じ	鹿児島市と同じ	納期回数と納期月が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の納期回数及び納期月によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統一する。
なし なし あり(0名)	なし なし あり(1名)	鹿児島市のみ。 鹿児島市、吉田町、喜入町のみ。 鹿児島市、吉田町、松元町、郡山町のみ。	合併後3年を目途に納税・徴収体制の整備を図る。

行政制度等の調整方針(案)

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
6 国保基金及び保有額(平成13年度末現在)	なし	あり 187,585,713円	あり 93,671,749円	あり 210,408,000円
7 出産費資金貸付制度(基金,又は事業費計上)	あり 事業費 360万円	あり 基金 120万円	あり 基金 100万円	なし
8 給付の内容(葬祭費)	支給額20,000円	鹿児島市と同じ。	支給額10,000円	桜島町と同じ
9 国保の保健事業 はり・きゅう補助 人間ドック補助 脳ドック補助 医療費通知 健康づくり啓発事業	1,100円/回、年間60回/1人 検査料の半額以内 検査料の半額以内 年間6回 広報紙配布、健康パンフレット配付、保健所と連携して健康指導・教室を実施	なし 検査料の7割以内(50000円限度) なし 年間6回 広報紙年2回配付、健康パンフレット配付、福祉健康まつり等を実施	なし(福祉事業で実施1000円/回) 20,000円(無受診者40000円) なし 年間6回 町広報紙に記事掲載、医薬品・啓発パンフレット配付、無受診世帯表彰制度、健康づくり大会等を実施	なし(福祉事業で実施500円/回) 22,000円 なし 年間12回 広報紙配布、健康用品の配付、健康教室・健康指導等を実施
10 国保運営協議会	・被保険者代表 5人 ・保健医等代表 5人 ・公益代表 5人 ・被用者保険代表 3人 ・ 合計18人	・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 9人	・被保険者代表 2人 ・保健医等代表 2人 ・公益代表 2人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 6人	・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 9人

(様式2) その2

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
あり 154,674,816円	あり 28,438,747円	鹿児島市のみ基金なし。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (5町の基金条例は合併までに廃止し、鹿児島市の国保特別会計の歳入に繰入れる。)
あり 基金 100万円	あり 基金 120万円	喜入町のみ制度なし。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 (4町の基金条例は合併までに廃止し、鹿児島市の国保特別会計の歳入に繰入れる。)
支給額 24,000円	松元町と同じ	支給額が異なる。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の制度によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の支給額に統一する。
1,000円/回、年間24回/1人 検査コース別補助(29000円限度) なし 婦人健診(34000円限度) 年間6回 広報紙配布、健康啓発パンフレット 配付、健康指導等を実施	なし(福祉事業で実施 500円/回) 検査料の7割以内 なし 年間6回 広報紙配布、健康カレンダーの配 付、健康教室・健康指導等を実施	補助額等が異なる。(桜島町、喜入町、郡山町は福祉事業で実施。) 補助率等が異なる。 鹿児島市のみ。 喜入町のみ12回実施。 実施事業に違いがある。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。 ただし、合併の日の属する年度については、各町の制度によるものとし、合併の翌年度から鹿児島市の制度に統一する。(3町において全町民を対象に福祉事業として実施している はり・きゆう補助事業は国保加入者のみの制度として実施し、また、各町で開催している健康福祉関連イベントは、関係部会と協議調整する。)
・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 9人	・被保険者代表 3人 ・保健医等代表 3人 ・公益代表 3人 ・被用者保険代表 0人 ・ 合計 9人	鹿児島市のみ被用者保険代表を委員に採用している。	合併時に鹿児島市の制度に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉田町	桜島町	喜入町
11 国保診療施設事業	なし	なし	小池診療所と西道診療所を委託方式で運営している。	なし

(様式2) その2

(15) 国民健康保険事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
なし	なし	桜島町のみ。	合併までに診療施設の取扱いを決定する。